

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第11号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第9条 任命権者（県費負担教職員については、市町の教育委員会。次項、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで、第11条第1項、第13条第3項及び第16条において同じ。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものの許可を受けて、第2条から第5条まで及び前条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）<u>第2条に規定する職員に対する前項又は第10条若しくは第11条第2項の規定による勤務命令は、教職員給与条例第2条第1号に掲げる職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年</u></p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第9条 任命権者（県費負担教職員については、市町の教育委員会。次項、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで、第11条第1項、第13条第3項、<u>第15条第2項</u>及び第16条において同じ。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものの許可を受けて、第2条から第5条まで及び前条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）<u>第2条第2号</u>に掲げる職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）第3条第3項に規定する義務教育諸学校等の教育職員を除く。）及び教職員給与条例<u>第2条第</u></p>

静岡県条例第50号) 第3条第3項に規定する義務教育諸学校等の教育職員を除く。)及び教職員給与条例第2条第2号に掲げる職員にあっては、県教育委員会が特に定める場合に限り、これを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委

3号に掲げる職員に対する前項又は第10条若しくは第11条第2項の規定による勤務命令は、県教育委員会が特に定める場合に限り、これを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者の

員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

ある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第9条の3第4項の改正は、公布の日から施行する。